

# 《大阪府医師国民健康保険組合からのお知らせ》

## 1. 現在お持ちの被保険者証の有効期限は令和7年10月31日に満了となります

医師国保にご加入されている方のお手元の被保険者証の有効期限は令和7年10月31日で満了となります。

- ①マイナンバーカードを保険証として利用登録済みの方  
…そのまま医療機関等でご利用ください。
- ②マイナンバーカードを保険証として利用登録されていない方  
…令和7年10月、有効期限が切れる前に資格確認書を交付し送付します。
- ③マイナ保険証での受診が困難な方  
…障がいをお持ちの方など、当組合に申請いただければ資格確認書を交付します。  
(親族等の法定代理人や介助者等による代理申請も可)

注意：電子証明書の有効期限を確認ください。電子証明書の有効期限は年齢に問わず発行日から5回目の誕生日までです。更新のお手続きはお住まいの市区町村窓口となります。電子証明書の更新のお手続きはオンラインではできませんのでご注意ください。

○お問い合わせ：マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

## 2. 産前産後期間相当分の国民健康保険料の軽減措置

健康保険法等の一部改正に伴い、子育て世帯の経済的負担の軽減として、「出産被保険者に係る産前産後期間の保険料の軽減措置」が示されました。これを受けまして、当組合では規約を改正し（令和6年1月1日付）、産前産後期間相当分（4カ月分※）の国民健康保険料を軽減することになります。令和5年11月1日以降に出産した被保険者の方が対象で、令和6年1月分保険料から軽減措置の対象となります。※多胎妊娠の場合は6カ月分

## 3. はりきゅう、あんまマッサージ療養費の適正給付取組みについて

療養費の適正給付の一環として、昨年から「はり・きゅう、あんま・マッサージ（以下、あはき）」と医科レセプト・調剤レセプト、柔道整復療養費の突合による審査点検を実施しています。必要に応じて、同意書交付の医師へ照会し、ご回答いただいた内容を精査のうえ支給の適否を決定しています。趣旨ご理解の程、何卒ご協力をお願いいたします。

(支給要件等の詳細はこちらをご参照ください)

※平成31年1月からあはきの施術に係る療養費に受領委任払い制度が導入されましたが、当組合は受領委任払い制度は導入せずに国が示す支給基準により、当組合で審査点検を実施のうえ支給の適否を決定しています。